

議案第13号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年3月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 鳥取県教育委員会規則第 号

### 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(学校看護主幹等)</u></p> <p>第33条の2 特別支援学校に、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師（以下「<u>学校看護主幹等</u>」という。）を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校看護主幹等</u>は、校長の監督を受け、児童及び生徒に対する医療的援助の業務に従事する。</p> <p>3 <u>学校看護主幹等</u>は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</p>	<p><u>(学校看護師長等)</u></p> <p>第33条の2 特別支援学校に、<u>学校看護師長</u>、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師（以下「<u>学校看護師長等</u>」という。）を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校看護師長等</u>は、校長の監督を受け、児童及び生徒に対する医療的援助の業務に従事する。</p> <p>3 <u>学校看護師長等</u>は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</p>

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。